令和2年度からの

後期高齢者医療保険料率改定のお知らせ

問 国保年金課(☎62-1207)

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたことなどにより、一人当たりの平均年間保険料額は、平成30・令和元年度に比べ増加となります。また、国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定が行われました。

保険料の改定内容

平成30・令和元年度の保険料率	
所得割率	8.76%
被保険者均等割額	45,379円
賦課限度額	62万円

↓

令和2・3年度の保険料率	
所得割率	9.64%
被保険者均等割額	48,765円
賦課限度額	64万円

保険料の計算方法

年間保険料額は、所得金額に応じて負担する所得割額と、1人ずつ均等に負担する均等割額の合計額です。

保険料額(100円未満切り捨て) ＝ **所得割額(前年中の総所得金額－33万円)×0.0964** ＋ **均等割額　48,765円**

保険料均等割額の軽減特例(軽減にあたり手続きは不要です)

令和2年4月1日(4月2日以降に後期高齢者医療制度へ加入となった人は、加入したその日)の世帯状況で、同じ世帯に属する世帯主と後期高齢者医療制度の被保険者全員の総所得金額の合計額が一定以下の人は、均等割額が軽減されます。

なお、本則7割軽減の対象の人はこれまで上乗せして軽減されてきましたが、世代間の公平の観点などから、軽減割合が段階的に見直されることとなりました。

また、令和2年度から国の基準に合わせて、5割軽減、2割軽減の対象範囲が拡大となりました。

対象者の所得要件(世帯主および世帯の被保険者全員の総所得の合計)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	**7.75割**	7割
33万円以下のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得なし)	7割	8割	**7割**	
33万円+(**28.5万円**×被保険者数)以下	5割	**5割**		
33万円+(**52万円**×被保険者数)以下	2割	**2割**		

職場の健康保険などの被扶養者だった人の保険料の特例(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日に職場の健康保険などの被扶養者だった人は、所得割額がかからず、次の表のとおり軽減の対象となります。ただし、上の表の軽減にも該当する人については、軽減額が大きい方が適用されます。

軽減割合については、段階的に制度の見直しが行われます。

令和元年度	
所得割額	賦課なし (0円)
均等割額	資格取得後2年間5割軽減
年間保険料額	22,600円

↓

令和2年度	
所得割額	賦課なし (0円)
均等割額	資格取得後2年間5割軽減
年間保険料額	24,300円

保険料の納付方法(基本的に特別徴収が優先されます)

特別徴収 年金支給日(偶数月)に年金から天引きされます。

※年金支給額が年間18万円以下の人、または介護保険料と合わせた保険料額が、支給される年金額の2分の1を超える人は年金天引きできません。
※後期高齢者医療制度に加入して半年から1年程の間は、年金天引きできません。
※納付方法変更申出書を提出している人は、年金天引きにはなりません。

普通徴収 年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書で個別に納めていただきます。

※これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、後期高齢者医療保険料の口座振替での納付を希望する場合は、改めて口座振替の手続きが必要です（これまでの口座振替情報は引き継ぎできません)。

令和2年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」は7月中旬に発送予定です。